

知的財産セミナーのご案内

事業に直結する商標の知識～商標法の改正と新たな知財戦略～

主催 日本弁理士会関東支部 公益財団法人千葉県産業振興センター 一般社団法人千葉県発明協会
共催 千葉商工会議所

改正商標法が平成27年4月1日に施行されました。本セミナーでは「事業に直結する商標の知識～商標法の改正と新たな知財戦略～」をテーマとして、「事業に直結する商標の基礎知識」、「新しいタイプの商標」について、商標登録等の実務に精通した2名の弁理士がわかりやすく解説いたします。
お気軽にご参加ください。

日時：平成28年2月26日（金）13時30分～16時30分（受付開始13時～）
会場：千葉商工会議所 研修室 A（千葉市中央区中央2-5-1 千葉中央ツインビル2号館12階）
URL:<http://www.chiba-cci.or.jp>
定員：40名（定員になり次第、締め切ります。）
参加費：無料
主催：日本弁理士会関東支部、公益財団法人千葉県産業振興センター、一般社団法人千葉県発明協会
共催：千葉商工会議所
お申込：別紙の申込書にご記入の上、**2月19日（金）まで**に、FAX またはメールにてお申し込みください。

講演

13:00	開場・受付開始
13:35	講演1 事業に直結する商標の基礎知識 講師：弁理士 田中 二郎 氏 （一社）千葉県発明協会 理事長
14:35	
14:50	講演2 新しいタイプの商標 講師：弁理士 松本 龍太郎 氏 松本特許商標事務所
15:50	

支援事業紹介

15:55	千葉県知財総合支援窓口（特許等取得活用支援事業）
16:20	説明：（一社）千葉県発明協会

〈会場までの交通案内〉



- ①JR 千葉駅下車 徒歩約10分
- ②京成千葉中央駅下車 徒歩約8分
- ③千葉モノレール菟川公園駅下車 徒歩約3分

講演概要 講師プロフィール

講演1…弁理士 田中 二郎 氏（一般社団法人千葉県発明協会 理事長）

講演概要：商標とはどんなものだろうか？自分の事業とどのような関係があるのだろうか？なぜ登録しなくてはならないのか？このような疑問について、具体例をあげて説明します。商標は、どんな事業にとっても必要なもので、避けて通れないものです。この機会に商標の基礎を理解して、頭をスッキリさせてはいかがでしょうか。

講師プロフィール：1978年6月弁理士登録（登録番号：8350）日本弁理士会関東支部千葉委員会委員

講演2…弁理士 松本 龍太郎 氏（松本特許商標事務所）

講演概要：商標法の改正により、「動き商標」「ホログラム商標」「色彩のみからなる商標」「音商標」「位置商標」といった、新しいタイプの商標が保護されることになりました。この新しいタイプの商標の出願・登録傾向を説明するとともに、従来法の範囲内でも活用できる「立体的商標」など、珍しいタイプの商標も紹介します。

講師プロフィール：2011年4月弁理士登録（登録番号：17381）日本弁理士会関東支部千葉委員会委員

(公財)千葉県産業振興センター 新事業支援部 行き
FAX:047-426-9044
E-mail:chiba-patent@ccjc-net.or.jp

平成28年2月26日(金) 開催

知的財産セミナー

「事業に直結する商標の知識～商標法の改正と新たな知財戦略～」

参加申込書

企業名 _____

連絡担当者(役職・氏名) _____

住 所 (〒 -) _____

電 話 - - FAX - - _____

出席者名

役職名	
氏 名	
役職名	
氏 名	
役職名	
氏 名	

平成28年2月19日(金)までに、メールまたはFAXにてお申し込みください。
申込多数につき、お受けできなかった方のみ、折り返しご連絡させていただきます。
連絡がない場合は申込受付完了したものとして、当日ご出席ください。
なお、ご記入頂いた情報は、セミナー開催に関する目的以外には利用いたしません。